

第9回投資等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成31年2月18日（月）10:00～10:46

2. 場所：合同庁舎4号館2階共用第3特別会議室

3. 出席者：

（委員）原英史（座長）、森下竜一（座長代理）、林いづみ、八代尚宏

（専門委員）大崎貞和、村上文洋

（事務局）小室参事官

（ヒアリング）厚生労働省労働基準局賃金課長 武田康祐

金融庁企画市場局信用制度参事官 岡田大

4. 議題：

（開会）

議題：フィンテックによる多様な金融サービスの提供

（閉会）

5. 議事概要：

○小室参事官 それでは、規制改革推進会議「投資等ワーキング・グループ」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多用中、御出席いただき、まことにありがとうございます。

本日は、所用により飯田委員、角川専門委員が御欠席でございます。

それでは、ここからの進行は原座長にお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○原座長 ありがとうございます。

議題は「フィンテックによる多様な金融サービスの提供」です。

幾つかの課題がありますが、きょうはそのうちの3つを取り扱います。1つが資金移動業者の口座への賃金支払い。2つ目が資金移動業の送金の上限。これは100万円の上限の問題が長く議論されてきていました。3点目が前払式支払手段の払戻し。これは一旦デジタルマネーにかえてしまうと、原則払戻しが禁止されるという規制がございますが、これを議論したいと思っております。

まず、1つ目の資金移動業者の口座への賃金支払いに関して、厚生労働省さんからお話を伺いたいと思います。では、お願いいたします。

○厚生労働省（武田課長） おはようございます。厚生労働省賃金課長の武田と申します。

私のほうからは、資料1に基づきまして、現在の検討状況を御説明したいと思います。

表紙をめくっていただきまして、2つ文書がございます。去年12月17日に国家戦略特区諮問会議、原座長にも御参画いただいている会議でございますが、そこでデジタルマネー等による賃金支払いということで、資金移動業者の口座への賃金支払いについて、できるだけ早期の制度改正を目指し、協議・検討を行い、結論が得られ次第制度化する。そういった文書のほうが総理出席のもと取りまとまっているところでございます。あわせて、12月20日に外国人材受け入れ・共生のための総合的対応策ということで、これは閣僚会議決定でございますが、同様の文言が決まっております。

その次のページですが、現在、労働基準法24条で通貨全額払いという原則が定められておりますが、厚生労働省令で通貨以外のものでの支払いも定めることができるということでございまして、労働基準法施行規則7条の2で、現在のところは銀行、それから、証券総合口座が定まっているところでございまして、これに追加をすべく検討を行っているところでございます。

その次のページはどういったメリットが生じるのかということを示しておりますが、資金移動業者とは、振り込みや送金（100万以下）を銀行以外でも行える業者ということで、いわゆるフィンテックの業者が登録をされているというものでございます。企業からそこに賃金を払い込むことを可能とすることによりまして、右側にあるようなスマホ決済とか、外国の方であれば地元の食材をインターネットで購入することができる。それから、カード払い、ATM、現金引き出し、QRコードでの支払い、さらには銀行よりも安価な形で海外送金ができたり、日本人も含め家計簿管理みたいなものが容易にできるのではないかと考えております。

そのための論点を次のページで書かせていただいておりますが、全ての資金移動業者というよりは、労働者保護の観点から、安全なところについて厚生労働大臣が指定するというところでどうかと思っているところでございます。

指定の要件のポイントでございますが、1点目はやはり資金保全ということで、業者が破綻した場合に備えて、履行保証金が十分に法務局等に供託されることが必要だと思っております。※に現在の資金決済法上の要件が書いてございますが、資金決済法上は前1週間の最高額を供託しなければならないという決まりでございます。ただ、前1週間ではなくて当週に賃金支払いの集中する日が起きた場合には、前1週間よりも超えてしまいますので、供託が不十分な場合があるということで、検討しているところでございます。（2）は、そもそも事業者が破綻するリスクを抑える必要はないかということで、自己資本比率の要件等を検討しているところでございます。

2番目が換金性で、原則としては通貨払いでございますので、ATM等を利用して、労働者が居住する地域等において換金できる必要があるのではないかと。そういうことで検討しております。

3番目に手数料ということで、全額払いの原則がございますので、一定回数以上、具体的には月1回以上は労働者が手数料負担をすることなく換金できるようにする必要がある

のではないかと考えております。

不正引き出し等の保証ということで、利用者に過失のない損害については、事業者に保証させるべきではないかということでございます。

それから、本人同意ということで、ペイロールカード以外の貸金支払い方法（現金払い、銀行口座など）も含めた中から、本人が同意して選択できるようにする必要があるのではないかというふうなことを考えてございまして、これは労働基準法施行規則の改正でございますので、労働政策審議会に諮って了承を得る必要があるということで、できれば来月中にも労政審での審議をお願いしたいと考えているところでございます。

私から、とりあえずは以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。

この論点に関しては前向きに進めていただいているので、大変ありがたいと思っておりますが、ただ、そのときに、私たちとしては、具体的な要件を設定するときに、實際上使えない制度になってしまうとか、そんなことがないように、きちんとチェックをさせていただきたいと思っております。スケジュールに関してもできるだけ早急に進めていただくということで、きょうの会議を設定させていただいています。

委員の皆さんから御質問があるかと思いますが、先に私から2点だけ、簡単な確認をさせていただきますと、最後のページで資金保全に関する要件の御説明をいただきましたが、供託に関して、前の週1週間ではなくてと言われたところが十分理解し切れなかったもので、そこをもう一回御説明いただければというのが1つ目。

もう一つ、スケジュールに関して、来月労政審にかけられるということだったのですが、施行規則の改正自体、制度改正はいつからなることを想定されているのか。この2点を先に教えていただけますか。

○厚生労働省（武田課長） ありがとうございます。

前1週間の最高額というのが資金決済法上の要件でございますが、それですと、次の週に給与支払いとか賞与の支払いがあつて、それを上回ってしまう。その時点で倒れた場合には、十分に利用者の方に還元できる資金がない場合があるということですので、それ以上の要件を課し、我々がモニタリングできるような仕組みをとっていく。そういうことを考えてございます。

常に必要な額が供託されているかどうかを確認させていただくということで、これはFintech協会とかそういう業界団体も、こういうことは可能であるということで、させていただこうと考えているところでございます。

原座長から以前、原座長もそうですし、与党の方々からも、今年度中ということ随分言われておりましたが、申しわけございません。ちょっと検討に時間がたっておりまして、来月中には労政審第1回を行いたいと思っておりますが、前回、給与支払いを可能とした証券取引口座のときも2回審議を行っておりますので、最低2回は労政審での審議が必要ではないかと思っております。

それから、省令改正でございますので、1カ月のパブリックコメントを挟まなければならないということがございますので、来月に1回やりまして、1カ月のパブコメを挟んだ後、できればその次に諮問・答申ということですので、早ければ4月中にも制度改正を行いたいと思っております。

○原座長 ありがとうございます。

1点目でもう一回だけ確認なのですが、多めの供託を求める。一方で、資金保全のところ、(1)の供託と(2)で破綻するリスクを抑えるための方策とあるのですが、供託を求めると同時に自己資本比率なども求めるロジックを説明していただけますか。

○厚生労働省(武田課長) 供託を求めるわけでございますが、一方で、供託を取り崩すには100日間の時間がかかるということでございます。そこをどのような形で担保できるかということを検討させていただいておりましたが、なかなかそこがすぐには難しいということがございましたので、そもそも破綻しないようなところを指定したいということで、自己資本比率等の要件をかけてはどうかと考えているところでございます。

○原座長 私だけお伺いしてしまって申しわけないのですが、2つ目のほうの破綻しない事業者に限るのであれば、供託もあわせて必要であるのはなぜですか。

○厚生労働省(武田課長) これは、労働者の生活の糧である賃金というものは万全を期す必要がありますので、供託でまずは守る。それから、一方で、破綻しないようなところを指定していく。業界団体もそういう要件であれば乗れるということでございますのでやっておりますが、まだ関係者からはこれで十分だというような理解は、今の時点では得られておりませんが、そういった2つのセーフティーネットを理解を求めていきたいと考えているところです。

○原座長 委員の皆様からお願いします。

○大崎専門委員 御説明ありがとうございました。

基本的に賃金の振込先を広げていくという方向性で積極的に検討していただいているということは大変いいことだと思うのですが、ちょっと気になったのは、2番と3番の要件、換金性、手数料という件なのです。賃金の全額がこういう資金移動業者の口座に入るということを絶対的な前提にすると、こういうことが必ず必要だということがよくわかるのですが、現実問題としたら、これは雇用者側の手間はもちろんあるのですが、2つの口座に入れてくれるということをしてくれれば、ある程度の額、要するに、日ごろどうしても必要な額は銀行口座に入れてもらって、引き出せるようにしておいて、例えば海外から日本に仕事に来ている人などを考えた場合、自分が使わない、家族に送金したい分は資金決済業者の口座に入れておいてもらって、安いコストで海外送金をするとか、そんな使い分けができると本当は一番いいのだろうと思うのですが、多分、こういう要件をきれいに満たす、かつ海外送金を銀行よりも安くやっている業者などは存在しないのではないかと私は思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○厚生労働省(武田課長) こういうことをやりたいという業者は一定数いるということ

で把握をしております。おっしゃるとおり、日本の方は100万円以上もらっている人は少ないのかもしれませんが、第2口座的に使いたいという需要があるのです。お父さんのお小遣いみたいな形で何万円かをこっちにして、それでカード払いをしていただく。そういうニーズはあるのではないかと考えています。

それから、海外の方は、おっしゃるとおり、15万円とかそういうお金をいただいて、10万円を海外に送金して、残りの5万円で、スマホで買い物をするとか、そういう需要があるのではないかと考えております

○大崎専門委員 ですから、やはりATMで換金ができて、しかもその手数料が無料になるというのは、結構厳しい要件ではないかと思ったのですが、ほとんどのフィンテック業者は大丈夫なのですか。

○厚生労働省（武田課長） これは業界の方々からも可能であるということを知っておりまして、あとはアメリカのペイロールカードの規制も同じ要件で、全額が換金できる。それから、月1回以上手数料は無料である。それがアメリカの基準でもあるようでございまして、これはグローバルスタンダードなのかなと考えております。

○原座長 よろしいですか。ほかはいかがですか。

○八代委員 ありがとうございます。

ただ、なぜペイロールカードがそもそも要るのかと聞いたら、日本人であればほとんどの人は銀行や郵便局の口座を持てるわけで、そういうものを持ってない、いわば外国人労働者みたいな人のニーズに応じてつくるとというのが1つの目的であったと思います。そこは本当に生活に困られているわけですから、手数料等にあまりこだわると、結果的に使えなくなってしまうのではないかというおそれがないか。労政審ですから連合と交渉するのは仕方ないと思うのですが、それから、こういうものはむしろ厚労省の得意分野ではないわけで、もっと金融庁が認めたスタンダードでなぜできないのか。別に労働者だけではなくて、一般の消費者だってそういうものがなくなったら大変なわけですから、そういう金融庁のスタンダードに比べても、これは厳し過ぎるということはいえないのでしょうか。

その2点を教えていただきたいのです。

○厚生労働省（武田課長） 金融庁の指定している資金移動業者が全て貸金支払いをできるようなものではないのかなと考えております。ですので、貸金支払いをできる業者については、もうちょっと銀行並みの保護の指定をしていきたいと考えているところでございますが、いずれにせよ、我々は監督権限とかそういったものがないわけでもございまして、金融庁とは綿密に連携をして、金融庁の監督権限に基づいて、我々もちゃんとした要件を満たしているのかということをチェックしていきたいと考えているところでございます。

○原座長 何かございますか。

どうぞ。

○森下座長代理 先ほど労政審で2回必要だという話があったのですがけれども、2回必要だというロジックが全然わからないのです。それは必要ないのではないのですか。それは

もちろん2回必要かもしれないけれどもという話でしょう。国会ではないのだから、意味がない。

○厚生労働省（武田課長） 一応前回の証券口座を解禁したときには2回やったというのと、1回はキックオフで、その間パブリックコメントを1カ月求めまして、2回目に諮問・答申。それから、労働基準法上、公聴会を開かなくてはいけないという決まりもございますので、公聴会をやった上で省令の施行という流れなのかなと思っております。

○原座長 あとはよろしゅうございましょうか。ありがとうございます。

まず、スケジュールに関しては、いろいろなしきたりはあるのかもしれませんが、できる限り早急に進めていただきたいと思います。また、内容に関して、関係者との調整をさらに進めていくということでございました。きょうのこの会議での議論も踏まえて、過度に厳しい要件とならないように、この点については、私たちはきょうのお話を伺った中で幾つか懸念する点がございましたので、明示的に御指摘を申し上げましたので、この指摘も踏まえてまた関係者とも十分にコミュニケーションをとりながら制度設計を引き続き進めていただければと思います。

では、よろしくお祈いします。ありがとうございます。

○厚生労働省（武田課長） ありがとうございます。

（厚生労働省退室）

（金融庁入室）

○原座長 次に、金融庁さんから、資金移動業の送金上限、前払式支払手段の払戻しについて御説明をお願いいたします。

○金融庁（岡田参事官） お手元に資料は届いていますか。

○原座長 資料2ですね。

○金融庁（岡田参事官） 金融庁の岡田でございます。

御説明させていただきます。

めくっていただきまして、まず、資金移動業の100万円の送金上限についてでございます。右下に2ページとあるところをごらんいただければと思いますが、こちらが送金上限100万円のところを含む金融法制全体の見直しでございます。経緯で言うと、昨年10月5日に未来投資会議でのフィンテック／キャッシュレス化というテーマの資料の中で、検討項目の1つとして頭出しがされておりました。具体的には、銀行を経由しない送金の容易化ということで、こちらにございますとおり、個人間で、スマホ一つで簡単に送金できるよう、制度的な障害を取り除く。具体的には資金移動業の規制（送金上限100万円）を含む金融法制の見直しということでございました。

これに前後して、私どもの金融審議会でもこの話については検討しているところですが、めくっていただきまして、海外との比較がよく話題になりますが、これは先般2月13日に未来投資会議で内閣官房さんのほうからお出しになった資料の抜粋です。

例えばイギリスと比べますと、確かに日本のような1回100万円という制限はないのですが、

他方で、高額であったり、あるいは企業間で連鎖するような、場合によっては連鎖倒産を起こすような決済も扱うということを踏まえまして、参入形式は登録制ではなくて認可制となっております。

もう一つ、これで特徴的なのは、送金のときに、いずれにしても、送金で一時的にはお金は利用者から入金されて預かるのですが、イギリスの場合、ここにありますとおり、①具体的な送金指図を伴わない利用資金は受け入れ不可とか、②のほうはむしろ受け取った後のことを言っているのだと思いますけれども、運用・技術上必要とされる以上の期間、送金業者が利用者資金を保持してはいけないと。要するに、現金で払い戻すとか、あるいは銀行口座に戻してやるとか、そういうことが必要であるということになっておりまして、あまり利用者資金が滞留しないような仕組みにした上で、破綻リスクの低減ということで、参入のときの自己資本額も一定のものを求めているというようなしつらえになっていますので、こういうものを踏まえて検討していきたいと思っています。

ただ、その際に、海外の制度を参考にするといっても、日本の資金移動業者は登録制ということで、登録時に拒否要件がなければ登録するということと、日本の場合、一般的に言うと、登録制の業者は、その後の監督や検査も特段何か大きな問題などが個社ないし業態でない限りは、当局が日ごろから密にいろいろな調査や関与をするわけではないのが通常でございます。資金移動業者については、財務規制も純資産や自己資本なども特段の決まりがないので、現状としてはスタートアップも含めたフィンテック企業などがどんどん参入して、おもしろい、革新的なサービスを繰り広げられているところでもありますので、私どもとしては、一律にこのイギリス型というか、高額も扱うのだからいろいろなことを厳しくするというのを全部入れるということではなくて、次のページにあります、イメージとしましては、現行の資金移動業と銀行との間に、言ってみれば新しい類型として、そういう海外の事例も参考にしつつ、高額決済も扱えるような業態を考えていきたいということでございます。

最後の5ページに参ります。これは内閣官房が出された資料に銀行を足しただけのようなものでありますが、イメージとしましては、銀行と現行の資金移動業を並べますと、非常に差があって、それで今度は100万円の制限を見直すという際には、こういうイギリスの例などを参考にしながら、言ってみればこの2つの間に位置するような規制レベルのものを検討していくのかなと思っています。金融審議会ではこの件については従前から検討しておりますので、引き続き検討を進めてまいりたいと思います。

引き続きプリカ、前払式支払手段の払戻しについてでございます。

こちらについては7ページで、これは10年前にこのあたりの制度を抜本的に整備した際の取りまとめ、当時の審議会での報告書であります。当時は一言で言うと、青字でいろいろなところを引っ張っていますが、出資法の預かり金との関係を意識して、プリカ、前払式支払手段というもので為替取引をしてしまったりとか、信用創造をしてしまったりとかいうことにつながるもので、原則換金・返金は制限をする。もともとこれは商品券の規制か

ら発展してきた法制でありますので、あくまで財・サービスの前払いであるというところでは崩さない。ただ、それだけだと、実際には何らかの事情でプリカを使わなくなっ
て払戻しが必要な利用者がいらっしゃるのもわかりますので、例外的に換金・返金を行う
ことができるというようなことで議論があったところでございます。

めくっていただきまして、その後も、さはさりながら、個別には使い勝手が悪いという
か、具体的には業者さんが、どういった場合に払戻しができるかということを少し明確化
してくれということで、具体的には外国人観光客が日本にいる間に使って、最後、帰国す
るときなどについてはもういいのではないかということで、府令を当時直しまして、第42
条第3号で、そのあたりの例示を追加しております。ただ、必ずしも外国人が日本から出
国する場合とか、それに限っているわけではないので、これはあくまでも例示というこ
とでございませう。

当然具体的にこういう場合に払戻しをして大丈夫かという、業者さんでもいろいろお悩
みもあると思うので、そういうことがある場合には、私ども金融庁の担当課とか、あるい
は担当課が非常に業者さんとして聞きにくいということであれば、場合によっては私ども
は最近、フィンテックサポートデスクみたいなものを監督局ではないところに設けて、総
合政策局にそういう部局もつくって、個別の法令の解釈なども相談に乗っているところな
ので、いずれにしても、いつでも御相談、御質問はお寄せいただければと思っています。

最後の10ページでございませうが、実はマネロンの観点で、財務省と金融庁のウェブサイ
トで公表しているものです。公表しているものがこれしかないもので、あまり端的に書いて
いなくてわかりにくくて申しわけないのですが、実は、プリカ、前払いの業者は資金移動
業と違って一つ特色がありまして、本人確認義務がかかっていません。例えばSuicaとか
PASMOとか、ああいったものを購入したりするときも、いわゆる銀行口座をつくったり資金
移動業の利用を開始するときのような本人確認義務はかかっておりませうので、ある意味、
そこは非常にユーザーにとっても、あるいは業者さんにとっても便利な仕組みになってい
るのですが、他方で、マネロンの観点からFATFとかそういった関係者からは従前より着目
されているところでありまして、端的に言うと、マネロンの観点から本人確認義務を課さ
ないでいいのかというような議論がございませう。

そうした中で、これはちょっと、あまり端的ではないのでわかりにくいのですが、最後
の財務省注というところで、日本では、既に現金引き出し可能なプリペイドカードについ
ては、資金移動業として規制が導入されている。資金移動業として規制が導入されてい
て、ここにはっきり書いていないのですけれども、要するに、本人確認義務をかけておりませ
うということだと思っておりますが、裏返して言うと、現金引き出しができない今の前払式支払
手段については、今のところ犯収法の本人確認義務はかかっていないようなことになって
おりますので、この分野については、現場のいろいろなニーズで払戻しとかそういうもの
が必要なことについては、個別に御相談には応じていきたいと思っておりますが、あまり一般的
な形で、幾ら以下であれば払い戻していいとかいうようにルールを変えると、ある意味で

マネロンの観点から、今度はFATF審査もございしますが、本人確認が必要ではないかという
ような議論につながっていくおそれがあると思っております、そのあたりも踏まえながら
対応していきたいと思っております。

私からは、以上です。

○原座長 ありがとうございます。

2つございましたので、順番に分けてお話をしたいと思っておりますが、まず、資金移動業の
送金上限に関して、これはもう前向きに御検討を進めていただいております、ありがたいこと
だと思っております。

前回、私たちの会議でも、フィンテック事業者の方々からヒアリングをいたしました。
ほかの委員の皆様からあるかもしれませんが、私から先に1点だけ伺いをすると、前回
のヒアリングのときに、フィンテック事業者の方々から気にされていた点が1つあって、従
来の資金移動業について規制が強化されることはないのでしょうかという点を気にされて
いました。

先ほどの御説明をいただいた資料の5ページで言うと、銀行と資金移動業者の間に中間
形態をつくられるということなのだと思いますが、資金移動業者の部分に関しては、特段
規制強化をする必然性は生じていないという理解でよろしゅうございしますか。

○金融庁（岡田参事官） 制度全体の見直しですので、当然今後の議論にもよりますけれ
ども、現時点では現行の100万以下でされている世界はイノベーションが進んでおりまして、
それについて何か水を差すような規制強化みたいなものは、私ども金融庁としては、現時
点ではできるだけ避けたいと思っております。

○原座長 ありがとうございます。

もう一点だけ確認をさせていただきますと、5ページで言うところの真ん中に、新しい
業態をつくって、これから御検討ということだと思いますが、イギリスの送金サービス提
供者のような形で、制限なしで一定の規制がかかるといったようなものを想定されてい
ると考えたらよろしいのでしょうか。

○金融庁（岡田参事官） イギリスのものも参考に進めていくということでありまして、
制度の詳細についてはまさに今後の検討だと思っております。

○原座長 ありがとうございます。

ほかの委員の方々、ございますでしょうか。

○森下座長代理 未来投資の中でも話が出ているみたいですが、B to Cに関しては
先ほどのお話だと思うのですが、B to Bに関して制限なしで認めるほうがいいのではない
かみたいな意見も出ていますが、こちらのほうはどうなっているのですか。

○金融庁（岡田参事官） 制限なしというのは、金額ですか。

○森下座長代理 そういう議論がされているように聞いていますけれども。

○金融庁（岡田参事官） イギリスなどは制限なしでやっていますので、そういうものも
案として考えていたり、他方で、やはりこれが制限なしとなりますと、もう何十億とか

何百億というのも場合によっては送金するということになりますので、その場合は、必ずしも文字上出てくる規制以外に、実態としてコンピューターがトラブルでとまったりすると、それで企業間の送金が目詰まりして、非常に社会的な外部不経済が大きくなりますので、そのあたり、規制をどこまで強化するということとの兼ね合いで、最後は考えていくべき世界だと思います。

銀行などは御承知のとおり、決済システム周りのコンピューターのシステムとか、そういうものが非常に厳格なチェックというか、決してとまってはならないというようなテストに耐えるようなものになっていると思うのですが、一般的に銀行以外の主体のシステムは、そういうものとはかなりほど遠いというのが現状だと聞いていますので、青天井というのも当然検討してまいります。最後はそういうものをどこまで確保できるのかということとの見合いという面は残るのだと思います。

○原座長 よろしゅうございますか。

では、この点については引き続き御検討ということだと思います。引き続きよろしくお願いたします。

2つ目の前払式支払手段ですが、これはまず、大崎専門委員から問題意識も含めてコメントをお願いできますか。

○大崎専門委員 ありがとうございます。

まず、出資法との兼ね合いでというのは、理解できなくもないのですが、出資法というのはそもそもの立法趣旨もちょっとよくわからない面もあって、つまり、なぜお金を返すと約束してはいけないのかということそのものですね。ただ、現状いろいろな詐欺的な商法などの取り締まりで、出資法は大変有力な手段として機能していますので、それが不合理だからやめてしまえというのは乱暴な議論だというのは承知しておるのですが、ただ、出資法との兼ね合いだからというだけだと、利用者のほうからすると納得性が低いのかなということもちょっと感じていまして、例えば金額の上限をつくとか、あるいは払戻しの割合についてのルールをつくとかいうようなことで、単純に使いたくなくなったからお金を引き出すということ認めて何かまずいのかなという気がしております。その点について、御意見をいただければと思うのです。

それから、FATFとの関係もお話があったのですが、これも金額によるのではないかという感じがしまして、2万円をチャージして、そのSuicaを他人に渡して、テロリストに渡して、テロリストがそれを現金化するというのは、理論的には可能なのですけれども、2万円がテロリストに渡るぐらいは仕方がないのではないかという考え方もあるのではないかという気もしまして、この辺はどうなのでしょう。ちょっと教えていただければと思うのです。

○金融庁（岡田参事官） まず、後者のFATFとの関係でいきますと、2万円とか1万円であれば金額の限りにおいては少額なのですが、これを、例えば100枚、1,000枚用意するという。Suica等のプラスチックのカードであれば、そうはいつでもカードを1,000枚持

ち歩いていけば目立つではないかみたいなこともあるのかもわからないのですけれども、現行法上、サーバー型前払式支払手段という、パソコンのサーバー上で番号を照合して使える形態もありますので、そのあたりは少額でもマネロンの世界では今日非常に厳しく見られると思います。

なので、例えば1万円以下はもう見切っているではないかという、1人につきカード1枚のみ利用するというのであればそういうことも可能かも知れないのですが、本人確認をしていない前払式支払手段について、1人で1,000枚、1万枚、あるいは1万口座を持つことも理論的には可能ですので、マネロンの議論との関係では非常に厳しいものがあるかと思っています。

出資法につきましては、確かに伝統的に10年前の2009年の金融審報告もそうなのですが、これは出資法との関係で議論されてきましたが、大崎先生の御指摘はもっともな面もあって、出資法は実際には非常に経済犯罪的なものに使われていて、それと業規制は少し違うという御意見もあろうかと思っています。他方で、決済の世界では、前払式支払手段と並んで資金移動業という非常に似ている業態がありまして、そちらは正面から為替取引ができるという業態ですので、最後、払戻しもできるのですが、そちらとこの前払式支払手段との規制を比べてみますと、資金移動業であると、例えば送金のために預かった資金の保護のために、100%供託が義務づけられているのに対して、こちらの前払式支払手段については2分の1供託でいいというような形になっていたりしまして、必ず預かったものを返すというよりは、どちらかという伝統的に、経緯的に商品券の規制が発展してきて、前払式支払手段というものに発展してきたという経路もあります。そういうところで少し規制の段差がありますので、そのあたりについては、今、実は私どもは金融審議会でも機能別・横断的法制というものを検討しているので、払戻しができる資金移動業と、できないプリカとの関係整理みたいなことも、全体の中でどういう形があるのかということは検討していきたいと思っています。

他方で、いずれにしても、今のプリカの仕組みを前提とした上で、最後の換金のところを緩くしていくというところはマネロンの観点だけではなくてほかの規制、供託のところとか、そういう制度設計の観点からも慎重に考えるべきところかなと思っています。

○大崎専門委員　とりあえず結構です。

○原座長　キャッシュレス化に関しては政府全体としても相当強力に進めようとしていて、先ほど御紹介をいただいた資料8ページで、2014年段階で御検討されていたときよりは、また一段と進んでいるのだと思います。その観点で、政府としてさらにこれを進めていくための方策は御検討されているのでしょうか。

○金融庁（岡田参事官）　私どもの直接の所管ではありませんが、例のキャッシュレス補助金の施策もありますし、あと、いろいろなQRコードなども規格を統一していくとかいうこともございます。そういったことをやりつつ、先ほど申し上げた決済分野について、100万円の送金上限だけではなくて、プリカもそうですし、資金移動業も含めて、全体につい

て機能別に再編していくということを検討していきますので、それはそれで直接どうこうというよりも、全体として規制体系が整理されていけば、キャッシュレス化の推進にも制度面では貢献するというか、そういうものになっていくのだろうとっております。

○原座長 横断的に検討される中で、全般に見直していくということなのだと理解いたしましたけれども、もともとの商品券から出発したという前提が、もう多分かなり崩れていて、キャッシュレス化を前提にした社会になっていけば、おのずと現金のかわりにみんなデジタルのマネーを持つことになる。それを一旦かえてしまったらまたもとには戻せませんということになってしまったら、みんなかえたくなくなってしまうというのがキャッシュレス化を進める上で大きな制約になってしまう。そういうことかと思っておりますので、引き続きそこは十分に御検討いただけるということなのかなと理解をいたしました。

どうぞ。

○大崎専門委員 今の話で、ちょっと気になってしまったのですけれども、まさに政府でキャッシュレス化ということを書いていて、御承知のとおり最近出てきた新しい前払式支払手段などでも、随分キャンペーン的なことをやって、ニーズを盛り上げようみたいなことをやっている人も事業者としてはいるわけなのですが、逆にそれが現金に戻せないなんて知らなかったなどということが出てくると、消費者保護の観点から言うと、非常に問題になってしまうのではないかと思うのですが、その辺はいかがなのでしょう。

○金融庁（岡田参事官） そのあたりはプリカという仕組み、前払式支払手段という仕組みを使ってやっていかれる業者については、きちんと誤解がないようなことでやってもらうということは当然大事ですし、そのあたりは私どもが目を見せたいと思っております。

○原座長 いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、引き続き検討を進めていただければと思います。どうもありがとうございます。

○金融庁（岡田参事官） ありがとうございます。

（金融庁退室）

○小室参事官 次回の当ワーキンググループの日程につきましては、事務局より追って御連絡を申し上げます。

○原座長 ありがとうございます。